

アクセシブルな電子書籍¹⁴（読み上げ対応電子書籍、デイジー図書¹⁵、オーディオブック¹⁶、テキストデータ等）の普及、および、点字図書や拡大図書等のアクセシブルな書籍の継続的な提供とその量的拡充と質的向上、視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮を行うとし、施策の方向性を定めました。

大阪府においては、令和3(2021)年3月に「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」が定められ、発達段階や生活の場に応じて、すべての子どもが読書への興味・関心を高め、必要な知識を得るとともに、自ら楽しみながら読書活動を行うことができる環境整備をするために、大阪全体で取り組むとし、読書のために時間を割かない、興味を持てるような本がない、本を読むことが面倒など、発達段階によって異なる理由で読書活動ができていない子どもがいることを踏まえた方策を講じ、発達段階ごとの特徴をさらに考慮しつつ、子ども一人一人に合った読書活動を進めるための取組を一層拡大するとされました。読書バリアフリーの観点からも、令和3(2021)年3月に「大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（読書バリアフリー計画）」を定め、基本的な施策の方向性として、取組を推進するための指針が示されています。

（２）本市の状況

令和7(2025)年に夢洲で開催予定の「大阪・関西万博」では、一人ひとりが互いの多様性を認め、「いのち輝く未来社会のデザイン」を実現することをテーマに、持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献、経済発展と社会的課題の解決を両立する「日本の国家戦略 Society5.0」をめざすとしています。

また「大阪市教育振興基本計画」では、その基本理念として全ての子どもが心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓く力を備え、健やかに成長し、自立した個人として自己を確立することをめざし、あわせて、グローバル化が進展した世界において、多様な人々と協働しながら持続可能な社会を創造し、その担い手となることをめざすとし、「安全・安心な教育の推進」「未来を切り拓く学力・体力の向上」「学びを支える教育環境の充実」を最重要目標とすることとされています。

14 アクセシブルな電子書籍：「アクセシブル」とは、利用しやすいさまをいい、「アクセシブルな書籍」は、読書バリアフリー法第2条第2項の「視覚障害者等が利用しやすい書籍」のこと。

15 デイジー図書：「デイジー」とは、「Digital Accessible Information System」の略で、「利用しやすい情報システム」のこと。デイジー図書の特徴は、目次から読みたい章や節、任意のページに飛ぶことができる、最新の圧縮技術で一枚のCDに50時間以上も収録が可能である、音声にテキストや画像を同期させることができる等がある。

16 オーディオブック：書籍等の文章を読み上げ又は口演し、必要に応じて効果音及びBGM等を付与することにより、利用者が耳で聴くことを通じて情報を得られる形式の電子音声コンテンツ。

「生涯学習大阪計画」では「つながり、支え合い、共に育つ生涯学習」の基本理念のもと、生涯学習の支援を通じて「誰もが主体的に学び続け社会に参画できるまち」「多様な市民が支えあい共に生きるまち」の実現をめざすこととされています。

子どもや子育てをめぐるのは、「大阪市こども・子育て支援計画（第２期）」（計画期間令和２年度～令和６年度）において、「次代の大阪を担うすべてのこどもや青少年が、人権を尊重され、安全で安心な環境の中で、生きる力をはぐくみながらともに育ち合い、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立できる社会、こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じることのできる社会を、市民、団体、企業等と協働し、社会全体で実現すること」としています。子どもの読書環境の充実のための取組や学校図書館の活性化などもこの中で関連施策として位置づけられています。

また、子どもの貧困対策を総合的に推進する観点から、平成 25(2013)年 6 月に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、平成 30(2018)年 3 月に「大阪市こどもの貧困対策推進計画」を策定し、社会全体で貧困対策に取り組んでいます。平成 28(2016)年に実施した「子どもの生活に関する実態調査」では、授業以外で読書する時間が全くないと答える子どもの割合が、困窮度の高い層ほど大きくなるなど、子どもの貧困と読書環境との関連が指摘されており、学校における読書環境の充実、学校図書館の活用促進および情報収集・学習拠点としての図書館機能の充実が必要な取組として掲載されています。

外国につながる子どもたちの課題にかかわっては、近年の外国人住民を取り巻く状況の変化を踏まえ、多文化共生社会の実現のために必要な施策を進めるにあたっての方向性を示す「大阪市多文化共生指針」を令和 2 年 12 月に策定し、「多文化共生社会」の実現に向けた施策を推進しています。中国籍の児童生徒数が韓国・朝鮮籍の児童生徒数を上回り、最近ではベトナム籍、ネパール籍の児童生徒数が急増するなど、国籍の多様化や在住地域の分散傾向から、情報提供・相談対応の充実や日本語教育の充実、外国につながる児童生徒¹⁷への支援の充実などが必要、としています。「大阪市多文化共生指針行動計画」においては、子どもの読書活動に関連して、中央図書館における外国語資料の収集や、図書館の多文化交流の催しといった施策もあげられています。

これらの関連計画や指針、さらに本市における分権型教育行政や令和 2 年度からの 4 ブロック化による教育の推進のあり方を踏まえて「第 4 次大阪市子ども読書活動推進計画」を策定します。

¹⁷ 外国につながる：「大阪市多文化共生指針行動計画」p.29「外国につながる市民」等の呼称について」より、外国籍や外国をルーツとする人々をこう呼ぶ。

（３） 読書に関する調査・研究と分析

令和３年３月に発表された、ベネッセ総合教育研究所の「小学生の読書に関する実態調査・研究」によれば、読書量の多い子どもほど、国語の「知識」「思考力」にプラスの効果があり、「時間がたつのを忘れるくらい夢中になる」「心が落ち着く」を肯定する比率が多く、コロナ禍における心の安定にもつながっているとの報告がされています。また、OECD¹⁸のシュライヤー事務局長が「生涯にわたって学び続けるマインドセット（思考様式）を形づくる鍵となる態度は、課題をやり遂げるモチベーションと読むことを楽しむことである」と述べるなど、子どもにとっての読書の重要性は、さらに多方面で示されています。

世代間の比較では、読書世論調査¹⁹によれば、ここ数年は特に１０代後半の読書率が他の年代に比べて低い傾向が見られます。

また国立青少年教育振興機構の「子どもの頃の読書活動の効果に関する調査研究」（令和３（2021）年３月）の報告書によれば、平成２５年と平成３０年を比較すると、年代に関係なく、本（紙媒体）を読まない人が増えている一方で、スマートフォンやタブレットなどを使った読書は増えており、このことをどう考えていくかも課題となっています。

スマートフォンやタブレット、パソコンなどによるデジタル読書と紙の本の読書について比較した研究²⁰では、紙の本による読み聞かせを、「対話的読書」とできるとし、聞き手である子どもが読み手の言葉や視線に同調し、音韻・リズム・意味・文字の形などを吸収でき、文字を読むための脳を育てる、そのためには、実体のある本と一緒に体感することが大切だ、と論じています。一方、デジタル機器での読書は、検索の便利さやリモートでも利用できるなど多くの利点があるが、注意を散らし、情報の分析・批判力が育ちにくいとも指摘し、デジタルと紙の本どちらも活用できる力（バイリテラシー脳）の育成が必要としています。また紙の本のメリットとして、どこを読んでいるかが感覚的にわかりやすく、一覧性があることが指摘されており、また、情報の全体像をつかみ、考えを深めるには紙の方が優れているという論説²¹もあります。

前項「第３次計画期間の目標達成について」で課題として挙げている「１３歳から１９歳の読書離れ」については、「第４次大阪府子ども読書活動推進計画」（以下 府計画）でその要因

18 経済協力開発機構：1961年 OEEC を改組し、アメリカ・カナダなども参加して発足した西側の経済協力機構。貿易・資本の自由化、発展途上国援助、経済政策の調整などを目的とする。日本は 1964 年加盟。

19 読書世論調査：毎日新聞東京本社「学校読書調査」「読書世論調査」総合読書率（書籍＋雑誌）2016～2020 年（満 16 歳以上の男女）の読書率。

20 『デジタルで読む脳×紙の本で読む脳』メリアン・ウルフ著、インターシフト、2020.2

21 『ペーパーレス時代の紙の価値を知る－読み書きメディアの認知科学』柴田博仁・大村賢悟著、産業能率大学出版部、2018.11

に言及しています。令和元年度大阪府子ども読書活動調査において、「学校の授業時間以外に全く本を読まない子ども（小5・中2・高2）」にその理由を聞いたところ、学年が上がるにつれて「読書をする時間がない」という子どもの割合が高くなるとの結果が得られ、塾や受験勉強、部活動など以外に、インターネット利用による動画視聴やSNSなどに時間をとられていることが原因にあるとしています。一方、「読みたいと思う本がない」「本を読むのがめんどろ」という子どもの割合がどの学年でも高くなっていることについては、身近に読書環境がない、もしくは興味を持てるような本がないなどの要因が考えられる中で、「文字を読むのが苦手」な子どもがいる可能性も指摘しました。

さらに「読書を行っていない高校生は、中学生までに読書習慣が形成されていない者と、高校生になって読書の関心度合いが低くなり本から遠ざかっている者に大別され则认为られる。」ことから、「高校生の時期の子供が多忙の中でも読書をするきっかけ」が必要であるとともに、中学生までの読書習慣が不十分である子どもに向けて、「発達段階に応じて読書し読書を好きになる、つまり読書習慣の形成を一層効果的に図る必要」があると分析しています。（引用箇所は「子どもの読書活動の推進に関する有識者会議論点まとめ」平成30（2018）年3月より）

また、子どもの読書時間については、平成28年度「子供の読書活動の推進等に関する調査研究報告書」で、学校における読書活動の充実、学校図書館の整備と人的充実、家庭における読書環境、読書以外の時間の使い方などに関連が見られたとも報告されています。

4 基本方針

（1）第4次計画推進に際しての観点

引き続き、大阪市のすべての子どもが自ら生き生きと読書に親しむことをめざし、家庭、地域、学校、図書館が連携して読書環境の整備に取り組みます。第4次計画においては、以下の観点到留意して施策を推進します。

【観点到1】子どもの読書環境の整備・充実

乳幼児期から、発達段階に応じて、途切れなく読書環境の整備に取り組むとともに、外国につながる子どもや障がいのある子どもも含めたすべての子どもが読書を楽しむことができるよう、一人一人の多様性に応じた対応により、読書習慣の形成をめざします。また、読書環境の整備を通じて、紙の本とデジタル両方を活用できる能力の育成を支援します。学校教

育においては、読書環境の充実をはかるとともに、読書活動を通じて読解力を育むことにも留意します。

【観点２】子どもの読書活動に関する普及・啓発

紙の本とデジタルコンテンツの両方を効果的に組み合わせて活用できる力を育むため、引き続き紙の本による読書推進を進めるとともに、電子書籍の活用促進など、特に中高生を中心とした若年層を主なターゲットとして、ICTを活用した情報発信を行います。

【観点３】人と本、人と人をつなぐ場の拡大

市立図書館を事務局として、全市および各区の大阪市子どもの読書活動推進連絡会を継続して実施し、地域の子どもの読書に関わる機関・団体等の認識の共有と連携を推進します。また、様々な場所で活動する読書活動支援ボランティアの交流の場を広げます。区や関連団体、市民主体の取組など、多様な人々の連携・協力の輪を広げ、子ども読書活動推進のネットワークを形成し、社会総がかりで子どもを育むことを支援していきます。

（２）第４次計画の目標

「大阪市教育振興基本計画」では、子どもの読書活動の推進に関して以下の２項目を目標として検討しています。本計画においても、この２項目の達成を目指します。

施策目標		現状	令和７(2025) 年度末
「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、１日当たりどれくらいの時間、読書をしますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」に対して「読書を全くしない」と回答する児童生徒の割合 【全国学力・学習状況調査】	小学校	29.9% (令和３年度実績)	23.5%
	中学校	49.1% (令和３年度実績)	44.0%
「読書は好きですか」に対して肯定的に回答する児童の割合 【小学校学力経年調査】		72.5% (令和２年度実績)	76.5%

また、「子どもの読書環境の整備・充実」「子どもの読書活動に関する普及・啓発」「人と本、人と人をつなぐ場の拡大」のそれぞれの取組において、個別の目標を設定します。

(3) 第4次計画の期間

令和4（2022）年4月から令和8（2026）年3月までの4年間とします。

第2章 子ども読書活動推進のための取組と目標

Ⅰ 子どもの読書環境の整備・充実

(Ⅰ) 家庭・地域を中心とした読書活動の推進

① 乳幼児期における読書活動の推進

<施策の方向>

乳幼児期の子どもにとって、絵本の読み聞かせは、身近な人が親しみをもって自分に語りかけてくれることで、言葉を育み人とやり取りすることの喜びを感じることができる体験です。すべての子どもがその体験ができるよう、家庭や地域において、身近に本に親しめる場所や、読み聞かせてくれる人の存在が必要です。ブックスタートなどで初めて絵本にふれた子どもが、引き続き絵本を楽しみ、ひいては生涯にわたる読書の習慣を身につけることができるよう、各区の子育て支援施設や市立図書館、子育てや子どもの読書を支援する地域ボランティア等が連携して、より多くの本とのふれあいの場を作り出していきます。合わせて読書について相談できる機会を増やし、保護者に向けて保護者自身が絵本に興味をもち、絵本の持つ力（心の豊かさ、想像力、豊かな感性）を実感できるよう継続的に働きかけ、支援していきます。

<具体的取組>

取組	取組内容	関係主体
子育て支援施設でのブックスタート事業の実施	- 乳幼児健診時の読み聞かせ等ブックスタート事業啓発の推進 - ブックスタートボランティア講座の実施 - ブックスタートボランティアへの支援	区役所・ こども青少年局・ 市立図書館
子育て支援施設での読書活動の推進	- 施設での絵本など図書の設置・読み聞かせの実施など読書環境の整備 - 施設職員への情報提供	こども青少年局・ 市立図書館
保護者を中心とした大人への啓発	- 保護者等対象の読み聞かせ講座（市立図書館出前講座「子育てに絵本を」等）の実施 - 保護者等を対象とした情報提供	区役所・ 市立図書館・ 生涯学習部

市立図書館全館の子育て支援情報コーナーの充実	- 区役所、幼稚園、保育所、子育て支援施設等の子育てに役立つ情報の提供 - 区の子育て支援広報紙・子育て支援施設の行事案内等の配布	市立図書館
------------------------	--	-------

② 就学前施設における読書活動の推進

<施策の方向>

幼稚園や保育所など、先生や友だちとともに集団生活を過ごすなかで、子どもたちは多くのことを学びます。ともに過ごす集団の中で、一緒に絵本や物語を楽しみ、未知の世界への興味をもつことは、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにします。「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に示されているように、絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うことが求められます。

<具体的取組>

取組	取組内容	関係主体
幼稚園、保育所、認定こども園等就学前施設での読書活動推進	- 絵本など図書の設置・読み聞かせの実施など読書環境の整備 - 保護者への情報提供 - 教職員・保育士への情報提供・研修実施	指導部・ こども青少年局・ 市立図書館

(2) 学校における読書活動の推進

<施策の方向>

新学習指導要領では、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することとし、知識の理解の質を高め、資質・能力を育むため、「主体的・対話的で深い学び」を重視するとしています。調べ学習や読書活動の一層の推進により、これらの考え方を実現に導くことが重要です。とりわけ、読書環境の充実をはかるとともに、読書活動を通して読解力を育むことにも留意して取り組んでいく必要があります。

学校図書館は、「学校教育において欠くことのできない基礎的な設備」（学校図書館法第1条）であり、すべての教科・領域で活用しうるものです。この間、学校図書館補助員の配置や蔵書の充実等、学校図書館の環境整備に取り組んできました。学校図書館の蔵書構成やさまざまなメディアにも留意しつつ、計画的に資料の選定・廃棄・更新を行って、児童生徒の多様な興味に応えられ、調べ学習に役立つ蔵書の充実に努めます。

さらなる学校図書館の活性化に向け、学校司書の配置を進めるとともに、その他の学校図書館に関わる職員、図書ボランティア等がそれぞれの役割を担い、子どもたちが主体的に、より身近に本に親しむことをめざします。

合わせて、学習に必要な資料や情報の収集・選択・活用能力の育成や国語科に限らずあらゆる教科・領域等における指導との関連を図った読書活動の展開、さらには、総合的読解力²²の育成をめざした取組など、学校図書館を学びの基盤と位置付けた教育の推進に向けて、教員の理解の促進を図ります。また、一斉読書の取組などにより、本に親しむ子どもを増やし、読解力を育てていくための教員からの積極的な働きかけにつなげます。

また、インクルーシブ教育²³を推進するうえで合理的配慮の観点から、マルチメディアデイスリー²⁴教科書の活用など、すべての子どもが共に学ぶ学習環境・読書環境を整備することも大切です。

一方、学校図書館支援ボランティアの協力も得て、読み聞かせやおはなし会などの取組も進んでいます。ボランティアの知識・技術・意欲向上のための講座開催や、安定的な活動継続に向けた人材確保など、継続した支援が求められます。

市立図書館では、中央図書館に学校図書館支援グループを設置し、各図書館で図書館見学・職場体験の受入、図書の団体貸出を行うなど、多角的に学校を支援しています。引き続き、市立図書館の持つ資源を活かして学校との連携協力を図り、ポータルサイト等を通じた情報提供、教員研修への協力などを通じて、適切な支援が行えるよう努める必要があります。

<具体的取組>

取組	取組内容	関係主体
学校図書館の環境整備	・ 大阪市図書標準の全小中学校での維持 ・ 調べ学習に役立つ蔵書の充実 ・ 学校司書の配置	学校・市立図書館

22 総合的読解力：情報を正しく読み取り要約することに加え、読み取ったものから考えを形成すること、さらにその考えを表現するとともに、交流してその考えを広めたり深めたりすることができる力。本市においては、この総合的読解力の育成に取り組むこととしている。

23 インクルーシブ教育：障がいのある子どもとない子どもが、地域の学校でともに学ぶこと。

24 マルチメディアデイスリー：デイスリーとは、Digital Accessible Information System（アクセシブルな情報システム）の頭文字をとった呼称で、もともと視覚障がい者の録音図書のために開発された形式。マルチメディアデイスリーは、ひとつのメディアにデイスリー形式の音声データと、その部分のテキストや画像等をシンクロ（同期）させることができ、学習障害（LD）のある人も含めてバリアフリーな媒体となっている。

学校図書館を活用した教育の推進	・調べ学習や読書活動推進のための教員研修 ・ポータルサイト等を通じた情報提供の実施 ・総合的読解力の育成に向けた取組の推進	学校・指導部・ 市立図書館
読書に親しむ児童生徒の育成	・一斉読書（朝の読書など）、ビブリオバトル²⁵、読書週間の行事など読書のきっかけとなる催し等の開催	学校
学校図書館支援ボランティアへの支援	・ボランティア募集に対する支援 ・学校図書館支援ボランティア向けの入門講座、ステップアップ講座等、知識・技術・意欲向上に向けた講座の開催	市立図書館・ 区役所

（３）市立図書館における読書活動の推進

① 図書館利用者へのサービス

<施策の方向>

子どもにとって公共図書館は、ひとりの利用者として、自由に読みたい本を選び、読書の楽しさを体験し、貸出などのサービスを受けることができる場です。また、本の検索等を通して、求める資料・情報を見つけたり、豊かに広がる知識の世界に触れたりすることができる場でもあります。保護者にとっては、子どもの読書について相談したり、子どもと一緒にくつろいだりできる場所です。利用者アンケートなどを参考に、親しみやすい空間づくりに向け施設の整備に努めます。

市立図書館は、地域の知の拠点、生涯学習の拠点として、「いつでも、どこでも、だれもが課題解決に必要な情報にアクセス可能な“知識創造型図書館”」を基盤とし、中央図書館を核とした一体的運営のもと、さらなる発展と再構築をめざしています。同時に、子どもの心と創造力をはぐくむ読書活動を市民との協働により効果的に推進し、地域における子どもの読書活動推進の相談・支援センターとしての機能を果たしています。とりわけ、地域図書館では、地域運営を担う多様なセクターとの支援・協力関係を深めて機能強化を推進する「地域創造図書館」構築の柱として取り組んでいます。さらに広報・周知を進め、子どもの読書について気軽に相談できるような雰囲気づくりに取り組みます。

25 ビブリオバトル：知的書評合戦。他の人にも読んでもらいたいと思う本を１冊選び、その魅力を５分間で紹介しあう。最後に、どの本がいちばん読みたくなったかで投票し、“チャンプ本”を選ぶ。「ビブリオ」はラテン語で「本」をあらわす。平成１９（２００７）年、京都大学の有志の勉強会で行われたのが起源。

すべての子どもがいつでも安心して読書を楽しむことができるように、蔵書の充実に向けて、長く子どもたちに親しまれている絵本や読み物の複本購入・買い替え更新に加えて、調べ学習用図書の充実に取り組みます。

大阪の歴史、現状、文化についての学習に役立つ資料や情報の収集とともに、近年のICTの技術の進展に伴い普及しつつある電子書籍や商用データベース等を活用した情報提供を行います。中でも新型コロナウイルス感染症などによる臨時休館時にも利用できる、電子書籍やホームページコンテンツの充実等の非来館型サービスの活用に取り組みます。

発達段階ごとに、それぞれの年代層に向けた催しや展示等の企画を実施し、図書館利用を促進します。

障がいのある子ども一人一人の状況に応じることができるよう、点字図書、録音図書²⁶、LLブック²⁷、拡大図書（大活字本）、デージー図書（音声デージー・マルチメディアデージー）等、アクセシブルな書籍等の収集や製作を継続し、地域図書館における提供を進めるなど充実を図ります。またアクセシブルな書籍等の展示など、読書バリアフリー資料に関する広報・啓発を進めます。

外国につながる子どもへの読書環境を整備するために、外国語資料の充実とともに、外国語絵本等を活用したおはなし会を開催する、学校等に向けた団体貸出の周知を図るなど、読書活動の拡充を図ります。

<具体的取組>

取組	取組内容	関係主体
児童書の充実	・蔵書の豊富化 ・調べ学習用図書の充実 ・子どもたちに親しまれる絵本や読み物の購入・更新 ・ふるさと寄附金の活用による児童図書整備	市立図書館
親しみやすく利用しやすい館内づくり	・館内サインや掲示物等の見直し ・図書展示の工夫 ・読書相談の広報ポスター作成・掲示	市立図書館

26 録音図書：耳で聴いて読書できるよう、墨字（活字）の文章を声に出して読み、その音声を収録したもの。再生機を使用する。

27 LLブック：「LL」とは、スウェーデン語の「Lättlast（分かりやすく読みやすい）」の略で、「LLブック」は、読むことに困難を感じている人に合うよう、分かりやすく読みやすい形で書かれた本のこと。（「Lättlast」の表記は、正しくは2つの「ä」の上にウムラウト記号が付く）

地域資料・地域の情報の収集・発信	・「としょかんポイントプログラム」での大阪の歴史や文化にふれるクイズの実施	市立図書館
ICT の活用	・商用データベースや電子書籍など子どもが利用できる電子図書館機能の活用推進 ・電子書籍サービスで提供している英文児童書の活用推進	市立図書館
乳幼児向けサービス	・乳幼児向け催しの実施 ・乳幼児の保護者などに向けた絵本をテーマとする展示の充実	市立図書館
小学生に向けたサービス	・小学校高学年向けの行事等の充実 ・「こどものページ」「子どもにすすめる本」のページの充実 ・「としょかんポイントプログラム」実施による読書推進	市立図書館
中高生を中心とした若年層に向けたサービス	・ティーンズ向けコーナーの利用促進 ・ティーンズ向けの催しや企画展の実施 ・市立図書館 Wi-Fi 環境の利用促進 ・電子図書館機能²⁸の利用促進 ・「ティーンズのページ」の充実	市立図書館
障がいのある子どもへのサービス <拡充>	・子ども向けの点字図書、録音図書、LLブック、拡大図書（大活字本）、デージー図書の提供充実 ・支援が必要な子どもや読書バリアフリー資料²⁹に関する広報・啓発	市立図書館
外国につながる子どもへのサービス <拡充>	・子ども向け外国語資料の充実および利用促進 ・外国語の絵本等を活用した催しの実施 ・外国につながる住民に向けた市立図書館サービス利用案内の継続 ・電子書籍の英文児童書リストの作成・提供 ・外国語ページ・やさしいにほんごのページの充実 ・学校等に向けた外国語資料の団体貸出についての周知・活用促進	市立図書館

28 電子図書館機能：図書や雑誌などの紙媒体でなく、パソコン等から利用できる電子書籍等の図書館サービス。

29 読書バリアフリー資料：点字図書、録音図書、LLブック、拡大図書（大活字本）、デージー図書など、障がい者や読書に支障のある人に向けた資料のこと。

② 図書館外へのサービス（アウトリーチサービス）

<施策の方向>

市立図書館では、図書館から遠距離に居住しているなどの理由により、来館が困難な利用者に向けた自動車文庫の運行や、乳幼児期から読書に親しむことができるよう、市立図書館から幼稚園・保育所・子育て支援施設等への配本を実施し、読書環境の整備を支援しています。すべての子どもに豊かな読書環境を提供する有効な手段として、今後も継続してきめ細かなサービスを行っていきます。

小中学校に向けては、一斉読書や調べ学習に役立つ図書の団体貸出や、電子書籍の学校専用ページの設置などの支援を行っています。市立図書館から学校への支援について、「市立図書館活用の手引き」やホームページ「学校支援のページ」を通じて周知し、利用を促進します。また図書館見学や体験学習の受入れなどの連携を通して、図書館や読書への親しみを育てるよう促していきます。

各区の実情に応じて地域・学校や保護者、市立図書館、読書活動支援ボランティア等が連携して、「読書の楽しさ」を伝えていくため、市立図書館や幼稚園・保育所・子育て支援施設等で活動する読書活動支援ボランティア養成講座を継続して実施します。活動中のボランティアに対してはステップアップ講座を実施するとともに、情報交換や連携が進むよう、すべての区で交流会や情報交換会を実施します。講座や交流会の機会をとらえて、支援の必要な子どもがおはなし会に参加できるような配慮など、一人一人の子どもの多様性に合った対応についての情報共有をすすめます。

<具体的取組>

取組	取組内容	関係主体
自動車文庫の運行、読書普及	・自動車文庫の運行、利用促進に向けた広報活動 ・ステーションでのおたのしみ会や図書の展示等、読書普及活動の実施	市立図書館
幼稚園・保育所・子育て支援施設等との連携・支援	・市立図書館から幼稚園・保育所・子育て支援施設等への配本回数維持 ・幼稚園・保育所・子育て支援施設等での絵本の読み聞かせなど読書活動支援ボランティア派遣	市立図書館
学校との連携・支援	・市立図書館から小・中学校への学校送送を利用した団体貸出の活用による調べ学習・一斉読書支援の周知 ・市立図書館の図書や ICT を活用した調べ学習に役立つガイド（中学校向け）の提供 ・学校園における一部商用データベースの設置・周知	市立図書館

	・大阪市立の小中学校専用電子書籍ページ設置・周知 ・「市立図書館活用の手引き」の全校配布 ・ホームページ「学校支援のページ」の充実 ・市立図書館見学、体験学習受入、おはなし会・ブックトークなどの実施 ・図書館主任会への出席など、学校図書館の運営面への支援 ・小・中学校の学校図書館の選書支援	
読書活動支援ボランティアとの連携・協力	・幼児期読書活動支援ボランティア養成講座の実施 ・ボランティアステップアップ講座の実施 ・すべての区で交流会や情報交換会を実施 ・ボランティアのページの充実、利用促進 ・一人一人の子どもが多様性に応じた対応についての情報提供	市立図書館・読書活動支援ボランティア

2 子どもの読書活動に関する普及・啓発

(1) 普及・啓発事業

<施策の方向>

「子どもの読書活動の推進に関する法律」のなかで、子どもの読書活動についての関心と理解を深めるため、4月23日を「子ども読書の日」と定めています。様々な機会をとらえ、子どもの読書活動についての周知・広報を図っていきます。

身近な大人が読書に親しむ姿を見ることは、子どもが読書をするきっかけにもなります。大人と子どもが一緒になって読書を楽しめるような、本と人、人と人との出会いの場を作り出し、読書の楽しさを伝える催しを実施することにより、保護者や地域の大人たちに向けて、読書推進の取組を広く周知していきます。

また、市立図書館司書が選んだ児童書を紹介するリスト「こどものほんだな」について、冊子の配布や、紹介文のオープンデータ化、大阪市 LINE³⁰での提供などを通して、子どもの本に関する情報を広く人々に届け、子どもの読書活動の普及・啓発に努めます。

<具体的取組>

30 大阪市 LINE: 大阪市が、災害時の避難や被害に関する緊急情報、イベントや生活に役立つ情報などを発信する LINE 公式アカウント

取組	取組内容	関係主体
子ども読書の日記念事業	・市立図書館全館で子ども読書の日記念事業の実施	市立図書館
大阪市図書館フェスティバル	・市立図書館全館で大阪市図書館フェスティバルの実施	市立図書館
One Book One OSAKA	・読書活動支援ボランティアを中心として市立図書館、大阪府立中央図書館との協働による「One Book One OSAKA」の実施 ・One Book One OSAKA 関連イベント等読書普及活動の実施	読書活動支援ボランティア・市立図書館・大阪府立中央図書館等
こどものほんだな	・こどものほんだなの作成・配布 ・こどものほんだなリストのオープンデータ公開	市立図書館

(2) 効果的な広報

<施策の方向>

読書活動の推進を図るためには、様々な機会や媒体を利用して広報することも重要です。保護者や地域の大人たちに向けて、読書推進の取組を広く周知していきます。

各区広報紙や生涯学習情報誌「いちよう並木」、子どものためのイベント＋施設ガイド「タッチ」等各種広報紙等紙媒体での広報のほか、市立図書館ホームページや生涯学習情報提供システム「いちようネット」等ホームページに加え、Twitter・Facebook等のSNSも活用し、幅広く広報活動をおこないます。

<具体的取組>

取組	取組内容	関係主体
紙媒体による広報活動	・「子どものためのイベント＋施設ガイド『タッチ』」の発行、市内全小学生への配付 ・大阪市生涯学習情報誌「いちよう並木」への市立図書館の情報掲載 ・各区広報紙への情報提供	生涯学習部・市立図書館
ホームページを活用した広報活動	・市立図書館ホームページ内容の豊富化 ・市立図書館「新着おしらせメール」の周知など活用促進・いちようネットでの情報発信	市立図書館
SNSを使った情報発信	・Twitter・Facebook等SNSを使った情報発信	市立図書館